

令和4年 6月 第4回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 6月 27日(月)					
開催場所	小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 1時 35分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 5時 00分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子(会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	⑤	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	⑥	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
			新井 實一			
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて

報告第3号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度6月第4回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は欠席者はありません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

なお、議案第1号の申請番号1番に関しまして、日程5、報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて」の申請番号1番と関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号と報告第2号について、関連案件となりますので、順番を変えて説明させていただきます。

はじめに、報告第2号から説明させていただきます。

報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて」申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下げ申請があったので報告するとのことです。

(報告第2号申請番号1番について説明)

こちらの申請につきましては令和3年2月に農地転用の申請がされ、農業委員会総会で議案となったものでございます。

しかしながらその後林地開発の協議が予定したように進まず「他法令に違反しないこと」という観点から農地転用の許可についても保留となっております。現地は昔、炭鉱をしていたところで、実際には現場の状況確認作業に時間がかかっていたと聞いております。

申請から1年以上が経過してしまったことと、林地開発の協議の結果、盛土の計画に変更が生じたことから、当時の農地転用の申請を取り下げ、新しいもので再申請することになりました。

そして、その再申請が議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」となっております。

それでは、議案第1号の説明に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮るとのことです。

資料の表をご覧ください。

(議案第1号申請番号1番について説明)

事務局	<p>本申請について補足説明いたします。</p> <p>まず、本申請事由に記載されていた太陽光発電施設の場所ですが、案内図5ページをご覧ください。点線で囲ってある部分が、太陽光事業計画地です。総面積は56,010㎡で申請事由にもありましており、事業地のほとんどは山林です。パネルを貼る山林は傾斜地であり、付帯施設である調整池やパネルの仮置き場として使うには不向きのため、隣接する農地を転用し、付帯施設用地として利用する計画をしています。</p> <p>申請農地は地図に黒塗りをしている部分です。地図の左下は「資材置場（予定）」ですが、こちらには工事期間中は工事関係の仮設事務所の設置も予定されています。また、工事車両置場としても使用が予定されています。さらにその南側は「調整池」の予定となっています。また、そこから北側に行った363番地1については緑地帯の一部となる計画で、農地の使い方については以前申請された時と変わっておりません。</p> <p>今回の申請人である譲受人は、平成30年設立され、太陽光、風力、バイオマス、水力等の自然エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売、運営をしています。</p> <p>本申請について、工事資金は全額融資で賄われており、融資証明と預金の残高証明書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>また、本申請地を含む経済産業省の認定に係る資料、農地には抵当権が設定されておりますので抵当権者の同意書、隣接耕作者の同意書も添付されております。</p> <p>なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。</p> <p>最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
5 番笠原委員	<p>議席番号5番の笠原が報告いたします。</p> <p>6月25日にパトリアおがわに集まって、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。</p> <p>現地は約30年前から休耕状態ですが、草刈り管理がされています。</p> <p>資材置き場予定地並びに調整池予定地は山林に接し、間に水路が流れています。</p> <p>緑地帯の一部となる予定の農地は年に数回草刈りをしている状況です。</p> <p>調査した結果、担当地区としては特に問題なしと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>
7 番河村委員	<p>議席番号7番の河村です。</p> <p>山林については、既に太陽光パネルの設置は決定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>山林についても農地と同時申請しています。現在、林地開発との協議中です。</p> <p>本日の農業委員会でも可決・承認されると県に進達し、許可の判断となれば林地開発と同時許可となります。</p> <p>農転の許可だけが先行して下りることはありません。</p>

- 議長 ありがとうございます。ほかに質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- 新井邦男推進委員 推進委員の新井です。
国道側には調整池は作らないのでしょうか。
- 事務局 農転の議題ですので図面には記載しませんでした。計画地内で農地以外に国道側へ2つの調整池を設置する予定です。
- 議長 ありがとうございます。ほかに質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号、申請番号1番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (賛成多数)
- 議長 賛成多数ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- なお、議案第1号は許可権者が埼玉県になりますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。
- 審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員に関係する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 承認が得られたということで、議案第2号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。
- それでは、審議に入る前に事務局より利用権について説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、意見の決定を諮るとのことです。
- 農用地利用集積計画の決定については、今年度はじめての案件となりますので、議案説明に入る前に簡単に説明させていただきます。

事務局

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付きの賃貸借の権利設定について、これは農業経営基盤強化促進法という国の法律の下、当事者より申出がされるものです。市町村はこの法律に基づき「農用地利用集積計画」というものを作成しており、利用権はこの計画の一部に当たります。町は、この計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるとされており、今回当委員会に承認を求められているものです。

また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申出を受けて、農地の利用調整に努めることが求められています。

なお、小川町では農家向けに年2回、農家外向けに年1回この申し出を受け付けており、農業委員会では農家向けは6月と11月の案件として、農家外向けは2月の案件として審議していただきます。

また、本日お配りしました資料「新規就農希望者様」をご覧ください。こちらは新規就農者に説明するときに使っている資料で、農地を借りる2つの方法を記載させていただいています。

基本的には、農地を所有したり、借りたりすることは農家にしかできません。そしてその方法には、表右側の「農地法3条」によるものと、左側の「農業経営基盤強化促進法」によるもの（今回の議案）の2種類があります。

この2つの大きな違いは、賃借の効力が解約するまで自動更新になってしまうか、期間満了で消滅するのかというところにあります。

昔は農地法による貸し借りしかなかったため、所有者側からすると農地がとられてしまうのではという不安もあったことから、現在では期限で効力が消滅する利用権設定の貸し借りが主流になっております。

また、農地法の要件には「下限面積要件」があり、経営農地が下限面積を超えていないと、農地法での賃借や売買はできないこととなっています。

利用権設定につきましては要件が市町村ごとに異なりますが、小川町では現在1年1反以上の農業経験を有する方が利用権を設定することができ、その際には3反の耕作をお願いしております。

今回新規就農者が3名おりますが、各地区議案の最後に補足説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。

議長

それでは、これより審議に入ります。今回は再設定が81件、新規が32件、計113件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号8番について関係委員である河村委員の退出を求めます。

(河村委員、退出)

議長

それでは、河村委員の関係案件、申請番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。今回の申請の合計は、113件、173筆、177,639㎡です。

事務局	<p>この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、申請番号8番の再設定について読み上げます。</p> <p>(議案書を朗読)</p> <p>最後に調査区は、小川地区になります。</p>
議長	<p>それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
1 番中野委員	<p>議席番号1番の中野が報告いたします。</p> <p>6月25日午前9時に埼玉伝統工芸会館に集まり、農業委員3名、推進委員3名、合計6名で現地調査を行いました。</p> <p>現地はしっかり管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号8番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので申請番号8番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。</p> <p>(河村委員、着席)</p>
議長	<p>つづきまして、小川地区再設定、委員関連案件1件を除く申請番号1番から14番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、申請番号8番を除く1番～14番の再設定について読み上げます。</p> <p>(議案書を朗読)</p> <p>最後に調査区は、小川地区になります。</p>
議長	<p>それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>

- 1 番中野委員 議席番号1番の中野が報告いたします。
1番、2番は耕作されていました。
3番は管理されていました。
4番、5番は水田として耕作されていました。
6番、7番は管理されていました。
9番の962番地1と963番地1は管理されていました。
9番の1080番地1と10番は水田として耕作されていました。
11番は管理されていました。
12番は水田として耕作されていました。
13番は管理されていました。
14番は水田として耕作されていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区再設定、委員関連案件1件を除く申請番号1番から14番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番から14番についてはすべて可決、承認されました。これにより、小川地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号16番～18番の3件について関係委員である横田委員の退出を求めます。
- (横田委員、退出)
- 議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号16番～18番の3件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号16～18番の再設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

- 荒井推進委員 推進委員の荒井が報告いたします。
6月25日に農業委員、推進委員、合計5名でパトリアおがわに集合し現地調査いたしました。
16番はライ麦が耕作されていました。
以上です。
- 12番福島委員 議席番号12番の福島が報告いたします。
17番、18番は適正に耕作されていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号16番～18番の3件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号16番～18番の3件については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

(横田委員、着席)
- 議長 つづきまして、大河地区再設定、委員関係案件3件を除く、申請番号15番から24番につづきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、委員関連案件3件を除く15番から24番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)
- 最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 12番福島委員 議席番号12番の福島が報告いたします。
15番はシャクヤク、カボチャが定植済みでした。
以上です。
- 6番横田委員 議席番号6番の横田が報告いたします。
19番は花桃が植えられていました。

- 6番横田委員 20番、21番、22番はクジャクソウが植えられていました。以上です。
- 新井實一推進委員 推進委員の新井が報告いたします。
23番、24番は切り花用のシャクヤクが植えられていました。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。大河地区再設定、委員関係案件3件を除く、申請番号15番から24番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号15番から24番についてはすべて可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、竹沢地区の再設定の審議に入ります。なお、竹沢地区再設定は4件で関係委員はおりません。申請番号25番～28番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号25～28番の再設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、竹沢地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 新井邦男推進委員 推進委員の新井が報告いたします。
6月20日に農業委員2名、推進委員2名、合計4名で上勝呂区民センターに集合し、現地確認を行いました。
25番はきれいに管理された状態でした。
26番の38番地はスイカ、カボチャが作付けされていました。
26番の39番地はスイカが作付けされていました。
26番の221番地1は小麦が作付けされていました。
26番の754番地1はスイカが作付けされていました。
27番はナス、ショウガが作付けされていました。
28番は梅、ミョウガが作付けされていました。

新井邦男推進委員	以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 (質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。竹沢地区再設定、申請番号25番から28番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号25番から28番についてはすべて可決、承認されました。これにより、竹沢地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
議長	つづきまして、八和田地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに、申請番号37番について審議しますが、私が関係している案件ですので、この審議につきましては議長を柴崎副会長に交代させていただきます。よろしくをお願いします。 (山田委員、退出) (議長を柴崎副会長に交代)
議長(副会長)	議長を交代いたします。それでは、山田委員の関係案件、申請番号37番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号37番の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、八和田地区になります。
議長(副会長)	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
4番田中委員	議席番号4番の田中が報告いたします。 6月20日午前8時30分に農業委員6名、推進委員2名で八和田公民館に集合し、現地調査を行いました。 37番はキュウリが作付けされていました。 以上です。

- 議長（副会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- （質疑なし）
- 議長（副会長） それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- （質疑なし）
- 議長（副会長） 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号37番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- （全員挙手）
- 議長（副会長） 全員賛成ですので申請番号37番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。
- （山田委員、着席）
- 議長（副会長） 会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。
- 議長 議長を交代いたします。つづきまして、関口委員の関係案件9件につきまして審議いたします。関係委員である関口委員の退出を求めます。
- （関口委員、退出）
- 議長 それでは、関口委員の関係案件、申請番号44番、45番、48番、62番、63番、64番、66番、67番、71番の9件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、関口委員の関連案件9件の再設定について読み上げます。
- （議案書を朗読）
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 2番島田委員 議席番号2番の島田が報告いたします。
6月20日午前8時30分に農業委員6名、推進委員2名、今回新規で設定する方2名、合計10名で八和田公民館に集合し、現地調査を行いました。
44番、45番は水田で田植えがされていました。
48番の692番地は田植え前の状態でした。
48番の736番地、738番地は小麦の耕作中でした。
48番の15番地は田植えがされていました。
48番の19番地は大豆の播種の準備中でした。
62番、63番、64番は田植えがされていました。

- 2番島田委員 66番、67番、71番は小麦の耕作中でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの
質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号44番、45番、48番、62
番、63番、64番、66番、67番、71番の9件について、承認に賛成の方の挙手を求め
ます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号44番、45番、48番、62番、63番、64番、66番、6
7番、71番の9件については可決、承認されました。関口委員の着席を命じます。
- (関口委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号46番について審議します。関係委員である田下委員の退出を求め
ます。
- (田下委員、退出)
- 議長 それでは、田下委員の関係案件、申請番号46番について、事務局より説明をお願いしま
す。
- 事務局 それでは、申請番号46番の再設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 永島推進委員 推進委員の永島が報告いたします。
46番の679番地は管理中でした。
46番の307番地1、308番地は里芋が耕作されていますが、一部管理中でした。
46番の309番地は山東菜と株が耕作されていますが、一部管理中でした。
46番の311番地は長ネギと分けネギが植えられていました。
46番の313番地は長ネギが植えられていました。

永島推進委員	以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 (質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号46番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号46番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。 (田下委員、着席)
議長	つづきまして、申請番号47番、49番、50番、51番の4件について審議します。関係委員である遠藤委員の退出を求めます。 (遠藤委員、退出)
議長	それでは、遠藤委員の関係案件、申請番号47番、49番、50番、51番の4件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、遠藤委員の関連案件4件の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
13番柴崎委員	議席番号13番柴崎が報告します。 調査日等は同じですので割愛させていただきます。 47番、49番、50番、51番は全て田植え後の状態でした。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号47番、49番、50番、51番の4件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号47番、49番、50番、51番の4件については可決、承認されました。遠藤委員の着席を命じます。
- (遠藤委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号76番～78番の3件について審議します。関係委員である島田委員の退出を求めます。
- (島田委員、退出)
- 議長 それでは、島田委員の関係案件、申請番号76番～78番の3件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号76番から78番の再設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 3番関口委員 議席番号3番関口が報告いたします。
 76番、77番は田植えがしてありました。
 78番は麦を刈り取った後でした。
 以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号76番～78番の3件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号76番～78番の3件については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。
- (島田委員、着席)
- 議長 つづきまして、八和田地区再設定、委員関係案件18件を除く、申請番号29番から81番につづきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、委員関連案件18件を除く申請番号29番から81番の再設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 永島推進委員 推進委員の永島が報告いたします。
29番の131番地1、136番地は田植えがされていました。
29番の140番地は管理中でした。
30番はワイナリーのブドウが作付けされていました。
31番は田植えしていましたが、半分は管理状態でした。
32番、33番は管理状態であり、一部田植えがされていました。
以上です。
- 4番田中委員 議席番号4番の田中が報告いたします。
34番、35番は管理状態でした。
36番、38番は田植えされていました。
以上です。
- 坂田推進委員 推進委員の坂田が報告いたします。
39番、40番は菊芋、里芋が作付けされていました。
41番、42番は田植え後の状態でした。
以上です。
- 9番遠藤委員 議席番号9番の遠藤が報告いたします。
43番は田植え後の状況でした。
以上です。
- 8番田下委員 議席番号8番の田下が報告いたします。
52番は麦の刈り取り前の状態でした。

- 8番田下委員 53番は小松菜が耕作されており、一部耕耘中でした。
54番、55番、56番、57番は管理している状態でした。
58番、59番は耕耘後の状態で、ニンニクと人参が作付けされていました。
以上です。
- 3番関口委員 議席番号3番の関口が報告いたします。
60番、61番はジャガイモと麦が作付けされていました。
65番、68番は麦が作付けされていました。
69番、70番は耕耘している状態でした。
72番は麦の刈り取り後の状態でした。
以上です。
- 2番島田委員 議席番号2番の島田が報告いたします。
73番、74番、75番はブドウの収穫前の状態でした。
以上です。
- 13番柴崎委員 議席番号13番柴崎が報告いたします。
79番は麦を刈った後の状態でした。
80番は田植えしてありました。
81番はポットの花を栽培するためのハウスが3棟建っていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、委員関係案件18件を除く、申請番号29番から81番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、委員関係案件18件を除く、申請番号29番から81番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、小川地区の新規の案件を審議いたします。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号82番から86番の5件について関係委員である河村委員の退出を求めます。
- (河村委員、退出)

- 議長 それでは、河村委員の関係案件、申請番号82番から86番の5件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号82番から86番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、小川地区になります。
- 議長 それでは、申請番号82番から86番の5件について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1番中野委員 議席番号1番の中野です。
- 82番、83番は耕作されておらず、まだ管理されていない状況でした。
- 84番から86番は、耕作されておりませんが、草刈り等の管理がされている状況でした。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号82番から86番の5件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号82番から86番の5件については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。
- (河村委員、着席)
- 議長 つづきまして、小川地区新規設定、申請番号87番、88番の2件につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号87番88番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、小川地区になります。

- 議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1 番中野委員 議席番号1番の中野が報告いたします。
87番は耕作されている状況でした。
88番は耕作されておりませんが、草刈り等の管理がされている状況でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区新規設定、申請番号87番、88番の2件につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号87番、88番の2件については可決、承認されました。これにより、小川地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、大河地区の新規設定の審議に入ります。なお、大河地区新規設定は2件で、全て関係委員案件となります。申請番号89番、90番の2件について一括審議を行いますので、関係委員である横田委員の退出を求めます。
- (横田委員、退出)
- 議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号89番、90番の2件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号89番90番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1 2番福島委員 議席番号12番の福島が報告いたします。
89番は耕作開始状態でした。
以上です。
- 荒井推進委員 推進委員の荒井が報告いたします。
90番もやはり新規ということで、耕作が始まったところでございます。

荒井推進委員	以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 (質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号89番、90番の2件について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号89番、90番の2件については可決、承認されました。これにより、大河地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。横田委員の着席を命じます。 (横田委員、着席)
議長	つづきまして、竹沢地区の新規設定の審議に入ります。なお、竹沢地区新規設定は1件で関係委員はおりません。申請番号91番につづきまして審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号91番の新規設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 受人は今回初めて利用権設定をされる方ですので補足で報告させていただきます。別にお配りしている資料「新規就農者について」の1ページ目をご覧ください。受人は勝呂区にお住まいの48歳男性。作目構成は稲作、小麦、梅。経営方針は、「家族により小規模経営・個人向け販売を行う。環境負荷の少ない無肥料・無農薬栽培を主とする」とのことです。数年前に小川町に移住されており、農業経験は2年で令和2年4月から約4反の作業受託契約書が添付されております。また、将来的に農地の名義変更を希望しております。農地の名義変更は農地法3条の許可が必要となりますが、取得できる農家要件として、竹沢地区ですと利用権設定後3年3反以上の耕作を必要としています。新規就農者につづきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。以上報告とさせていただきます。最後に調査区は、竹沢地区になります。

- 議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 吉田推進委員 推進委員の吉田が報告いたします。
調査日等は新井邦男推進委員が報告したので割愛させていただきます。
91番の330番地1、331番地1はまだ手を加えていない状態でした。
91番の342番地1は梅林でした。
91番の343番地1、344番地3は草刈りがされ、管理された状態でした。またヤギの餌場としても使用されているとのことでした。
91番の1019番地5は自家用のトマト、キュウリ、トウモロコシの栽培がされていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。竹沢地区新規設定、申請番号91番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号91番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、八和田地区の新規設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに、申請番号92番について関係委員である島田委員の退出を求めます。
- (島田委員、退出)
- 議長 それでは、島田委員の関係案件、申請番号92番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号92番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

- 3番関口委員 議席番号3番の関口が報告いたします。
92番の839番地は田植えがされていました。
92番の1513番地1は麦刈り後の状態でした。
92番の1539番地は田植えがされていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号92番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号92番については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。
- (島田委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号99番について審議します。関係委員である永島推進委員の退出を求めます。
- (永島推進委員、退出)
- 議長 それでは、永島推進委員の関係案件、申請番号99番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号99番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 8番田下委員 議席番号8番の田下が報告いたします。
99番は田んぼで植え付けが終了した状態でした。
以上です。

- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号99番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号99番については可決、承認されました。永島推進委員の着席を命じます。
- (永島推進委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号108番について審議します。関係委員である遠藤委員の退出を求めます。
- (遠藤委員、退出)
- 議長 それでは、遠藤委員の関係案件、申請番号108番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号108番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 13番柴崎委員 議席番号13番の柴崎が報告いたします。
108番は田植えが終わった状態でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号108番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号108番については可決、承認されました。遠藤委員の着席を命じます。
	(遠藤委員、着席)
議長	つづきまして、八和田地区新規設定、委員関係案件3件を除く、申請番号92番から113番につづきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、委員関係案件3件を除く申請番号92番から113番の新規設定について読み上げます。新規就農者が2名おりますので、お二人については議案説明のあと、最後に補足説明をさせていただきます。
	(議案書を朗読)
	新規就農のお二人について補足で報告させていただきます。 はじめに新規設定95～97番の新規就農者について報告いたします。 「新規就農者について」の2ページ目をご覧ください。 受人は小川地区にお住まいの70歳男性。 作目構成はねぎ、なす、玉ねぎ、里芋、ハクサイなど多品種です。
事務局	経営方針は、「有機栽培・小川堆肥組合でたい肥製造に携わり、そのたい肥のみを使用し野菜栽培を行う。生産と販売を考慮し、少量多品種の栽培を行い出荷する」とのことです。 農業経験は1年で、令和3年1月から3反以上の作業受託契約書が添付されております。契約上は1年ですが、実際はもっと前から農業をしていた話も聞いております。 地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。 つづきまして、新規設定104番107番の新規就農者について報告いたします。 「新規就農者について」の3ページ目をご覧ください。 受人は東小川地区にお住まいの66歳女性。 作目構成は水稻、玉ねぎ、にんにく、こごみ、エシャレット、しょうが他。 経営方針は、「内洞の景観と生物の多様性に配慮し、昔ながらの手作業で行う田植え、稲刈りを基本とする。将来次の世代に引き継いでもらえるような環境づくりを目指します」とのことです。 山から落ちてくる枯葉を肥料とし無農薬で行うとのこと、現在休耕田を復元中とのこと。水温アップ用のため池を作るなど独自にいろいろ研究されているそうです。 農業経験は1年で、令和2年10月から約4反の作業受託契約書が添付されております。 その他参考として、現地は耕運機を入れることができないため、すべて手作業で行うので、一人での耕作は難しく、労働力1名となっておりますが、農作業を協力してくださる方もいらっしゃるそうです。

地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。
以上報告とさせていただきます。
最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

永島推進委員

推進委員の永島が報告いたします。
93番はトウモロコシ、ジャガイモなど多種多様な作物が耕作されておりました。
94番は里芋、ジャガイモ、パセリ、トウモロコシなど多種多様な作物が耕作されておりました。
95番は多種多様な作物が耕作され、雑草という雑草が不思議なくらい生えておりませんでした。
96番はキュウリやジャガイモなどたくさんの作物が耕作されておりました。
97番は堆肥を入れて耕耘状態でした。今後は秋野菜を植えるとお聞きしました。
98番はだいふ良い苗が植えられていました。
以上です。

8番田下委員

議席番号8番の田下が報告いたします。
100番の1938番地はズッキーニとジャガイモが植えてありました。
100番の1939番地は耕耘後の状態でした。
以上です。

坂田推進委員

推進委員の坂田が報告いたします。
101番は田植え後の状態でした。
102番、103番は切り花が栽培されていました。
104番の1407番地は田んぼで約7割が田植え後の状態で、残りの3割は管理状態でした。
104番の1408番地1は間もなく耕耘を予定しているとのことでした。
105番、106番は田植え後の状態でした。
107番は玉ねぎの収穫後で、ショウガが作付けされていました。
なお、新規就農者について事務局から報告をいただきました。重複するかもしれませんが補足説明させていただきます。
場所は中爪の内洞という地区で国道254バイパスを嵐山町から小川町に入ったホテルの里が隣接している自然環境に恵まれた場所です。
農耕機が入らない場所であるため、田植えや稲刈りは協力者と手作業で行っているとのことでした。
稲作が中心だそうですが、イノシシやアライグマの被害を考慮して一部玉ねぎ、ニンニク、ショウガなども作付けされているとのことでした。
谷津であるため生産性は良いものではないかもしれませんが、人の手が入らなくなるとすぐに荒地と化してしまうため、将来のビジョンを見て環境づくりを目指していくと話していました。
以上です。

9番遠藤委員

議席番号9番の遠藤が報告いたします。
109番はブドウの作付け後でございます。
以上です。

- 8番田下委員 議席番号8番の田下が報告いたします。
110番は耕耘後で緑肥を作る予定とのことでした。
111番は田植え後の状態でした。
以上です。
- 9番遠藤委員 議席番号9番の遠藤が報告いたします。
112番、113番はブドウの作付け後でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件3件を除く、申請番号92番から113番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、92番から113番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は4件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届け出があったので報告するとのことでした。
- (申請番号1番から4番を順に報告)
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
次の日程5、報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて」は、日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の審議の際に説明しましたので、割愛いたします。
つづきまして日程6、報告第3号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。報告第3号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告するとのことでした。

こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件確認につきましては農業委員会が改選されて初めての案件になりますので、報告に入る前に少しご説明させていただきます。

通常、農地は農家でなければ所有、借受できないものとされており、法人は農家にあたらないため、農地の所有、借受はできないものとされています。しかし、一定の条件を満たすことで、法人も農地を所有したり、借受ができることとされています。この条件を満たした「農業経営を行うために農地を所有できる法人」のことを「農地所有適格法人」と言います。

本日お配りしたカラー印刷の資料「農地を所有できる法人の要件等の見直し」をご覧ください。こちらは平成28年4月1日施行の改正農地法により変更になった点をわかりやすく記載した資料です。農地所有適格法人は、以前は「農業生産法人」とよばれており、この改正により法人の呼び名が変更となり、要件が緩和されました。

農地所有適格法人の要件は、資料にありますとおり「2、法人形態要件」「3、事業要件」「4、構成員・議決権要件」「5、役員要件」の4つになります。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。

農地所有適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がありますが、提出時期は決算月により異なります。

現在、小川町内では5法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の1法人の報告となります。

今回報告する法人は法人名で農地を借りるのが今回初めてになりますので、経営面積は田畑共に0ですが、役員個人名で借りているほ場について裏作しているものについては当該法人の売り上げにしていると伺っております。

では、報告をしていきますので、資料と合わせてご覧ください。

1点目、「法人形態要件についてですが、カラーの資料をご覧ください」と株式会社（非公開会社に限る）、持ち分会社又は農事組合法人”であることが条件とされています。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該会社は、農事組合法人となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」についてですが、資料をご覧くださいと”売上高の過半が農業（販売・加工含む）”であることが条件とされています。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。農業4,348,062円に対しその他事業は0円です。総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業でありますので「適」と認められます。

3点目、「構成員要件」についてですが、資料をご覧くださいと”常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1超”であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件の内の一つとして、農地提供者①～⑦がございします。本件は総数16名全員が、要件の内の数値の一つである年間150日以上の②「農業常時従事者」でありますので「適」と認められます。

事務局 4点目、「役員要件」についてですが、資料をご覧くださいと、「役員の過半が農業の常時従事者”であること、また、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）”であることが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事者の状況」欄をご覧ください。本件は役員8名が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ年間60日以上の農作業をしておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

つづきまして、「その他」についてに入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和4年度6月第4回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後5時00分です。